2026 年 8 月 3 日現在

# デビットカード Google Pay モバイルペイメント特約

**第１条(適用範囲)**

1. 本特約は、株式会社ドコモ SMTB ネット銀行（以下「当社」といいます。）のデビットサービスの会員（以下「会員」といいます。）が、デビットサービスの利用にあたって、当社に対して Google Pay モバイルペイメント(第 2 条第 1 号に定義します。)を利用するための申込み（以下「Google Pay 利用申込み」といいます。）を行い、または、Google Pay モバイルペイメントを利用する場合に適用されるものです。なお、当社が会員の Google Pay 利用申込みを認めた日を、Google Pay モバイルペイメントの利用に係る契約成立日とします。
2. デビットサービスの利用のための Google Pay 利用申込みおよび Google Pay モバイルペイメントの利用については、本特約に加えて「デビットカード利用規定」および各特約（以下総称して「会員規約等」といいます。）が適用されるものとします。本特約と会員規約等が矛盾抵触する場合には本特約が優先的に適用されるものとします。

**第２条(用語の定義)**

本特約における用語の定義は、デビットカード利用規定に定めるほか、以下の各号に定めるとおりとします。

(1)「Google Pay モバイルペイメント」とは、会員規約等および本特約に基づき Google Pay 利用可能決済およびそれに関連する機能・サービス等を、Google LLC（以下「Google」といいます。）が提供するアプリケーション・機能等を用いて会員が利用できるサービスです。会員は、Google Pay 対応デバイスを通じて、Google 所定および当社所定の方法でデビットサービスのために Google Pay モバイルペイメントを利用することができます。

(2)「Google Pay 利用可能カード」とは、会員が Google Pay 利用申込みを行うことができる当社所定のデビットカード（デビット付キャッシュカードとスマホデビットの総称をいいます。）の総称または Google Pay 利用申込みを実際に行った当該デビットカードをいいます。

(3)「Google Pay 対応デバイス」とは、会員が Google Pay モバイルペイメントを利用できる Google 所定の Google Pay モバイルペイメント対応機器の総称または Google Pay 利用申込みを実際に行った Google Pay モバイルペイメント対応機器をいいます。

(4)「Google Pay 利用可能決済」とは、Google Pay 利用申込みにより会員が利用できる決済サービスをいいます。

(5)「トークン」とは、Google Pay 対応デバイスに発行される Google Pay 利用可能決済に用いられる専用の番号で、当社が会員に対して発行するデビットカード番号とは異なる会員番号をいいます。

(6)「Google Pay 会員情報」とは、Google Pay 利用申込みまたは Google Pay モバイルペイメントの利用にあたり必要な本人確認情報およびトークン等の情報をいいます。

**第３条(Google Pay モバイルペイメント利用申込み)**

1. 会員は、デビットサービスの利用にあたって、Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合には、本特約に同意の上で Google および当社所定の方法により、Google Pay 利用申込みを行うものとします。
2. 当社は、Google Pay 利用申込みを行った会員のうち、当社が Google および当社所定の基準により適格と認めた会員を Google Pay モバイルペイメント利用者として認め、Google Pay 対応デバイスにトークンを発行し、Google Pay モバイルペイメントの利用を可能とします。
3. 会員は、Google Pay 利用申込みに先立ち、自己の責任および費用負担において、自己が管理する Google Pay 対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保ならびにその他 Google Pay 利用申込みおよび Google Pay モバイルペイメントの利用に必要な準備を行うものとします。

**第４条(iD の利用申込み)**

1. 会員は、Google Pay 利用可能決済として、株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が提供する決済ブランドである「iD」の利用を希望する場合は、ドコモおよび当社所定の方法により、iD の利用申込みを行い、iD 会員になるものとします。
2. 前項の申込みに基づく iD の利用は、Google Pay 対応デバイスでのみ可能とし、本特約に定める条件に従うものとします。
3. 本条第 1 項に基づく iD の利用申込みは、Google Pay の解約・中止・終了等と同時に、解約されるものとします。

**第５条(Google Pay 利用可能決済および利用可能な加盟店)**

1. Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay 利用可能決済、Google Pay モバイルペイメントの加盟店（以下「加盟店」といいます。）およびその利用方法等については、前条に定めるほか、当社所定の方法（当社ホームページへの掲載等）によってお知らせします。
2. Google Pay 利用可能カードの種類または Google Pay 対応デバイスのモデルにより、Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay 利用可能決済および加盟店は異なります。なお、当社は、Google Pay モバイルペイメント利用者が利用できる Google Pay 利用可能決済および加盟店につき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。
3. Google Pay 利用可能決済の加盟店での利用にあたり、当該加盟店が複数の Google Pay 利用可能決済に対応しており、かつ、それらのいずれかを指定できる場合、Google Pay モバイルペイメント利用者は、実際に利用する決済サービスを自ら指定して利用するものとします。

**第６条(利用枠および利用代金の支払い)**

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay 利用可能カードの利用枠の範囲内で Google Pay モバイルペイメントを利用できるものとします。

2. 当社は、Google Pay モバイルペイメント利用者が前項に定める利用枠を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合もしくは利用しようとした場合、利用枠の範囲内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する場合等、利用状況が不適当または不審であると合理的に認められる場合、または延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情その他当社の裁量によって、Google Pay モバイルペイメントの利用を一時的にお断りすることがあります。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、本特約に基づく Google Pay モバイルペイメントの利用に関する一切の債務を、会員規約等に従い、Google Pay 利用可能カードの利用代金として、Google Pay 利用可能カードのその他の利用代金等と合算して支払うものとします。
4. Google Pay モバイルペイメント利用者が本条に定める利用枠を超えて Google Pay モバイルペイメントを利用した場合も、Google Pay モバイルペイメント利用者は、当然にその支払の責任を負うものとします。

**第 7 条(Google Pay モバイルペイメントの有効期限等)**

1. Google Pay モバイルペイメントの有効期限は、当社所定の方法（当社ホームページへの掲載等）によって公表する日までとします。
2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、前項の有効期限経過後において Google Pay モバイルペイメントの利用を希望する場合、再度 Google Pay 利用申込みを行い当社の承諾を得ることを要するものとします。但し、当社が当社所定の方法により、上記手続きを経ず Google Pay モバイルペイメントの有効期限を自動で更新する場合があります。
3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、Google および当社所定の方法により Google Pay モバイルペイメントの一時停止または解約をすることができます。
4. Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、Google Pay 利用可能カードを解約または会員資格を喪失した場合、Google Pay モバイルペイメントは解約されます。
5. Google Pay モバイルペイメントの有効期限内であっても、以下の各号に該当する場合には、Google Pay モバイルペイメントは解約されることがあります。
   （1）当社が発行するデビットサービスのための会員氏名、デビットカード番号、有効期限および会員がデビットサービスの利用に先立ち、当社に対して登録する暗証番号等の情報（以下総称して「デビット利用情報」といいます。）、デビットカードまたは Google Pay 対応デバイスの盗難、詐取、横領、もしくは紛失または偽造・変造等（以下「盗難等」といいます。）により、Google Pay モバイルペイメントについて、不正利用のおそれが生じた場合
   （2）デビットカードの再発行等によりデビットカード番号等が変更される場合
   （3）Google 所定の事由または Google Pay 対応デバイスの故障等により、Google Pay 対応デバイス内の Google Pay 会員情報が削除された場合

**第 8 条(Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約等)**

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一時停止または解約をすることができるものとします。

   （1）Google Pay モバイルペイメント利用者が本特約もしくは会員規約等に違反しまたは違反するおそれがあると当社が認める場合

   （2）Google Pay モバイルペイメントの利用状況または Google Pay 利用可能カードの利用状況が不適当（当社所定の期間、Google Pay モバイルペイメントの利用がないことを含みます。）または不審であると合理的に認められる場合

   （3）Google Pay 会員情報、デビット利用情報、Google Pay 対応デバイスまたは Google Pay 利用可能カードが第三者によって拾得される等、当社が認識した事由に起因して Google Pay モバイルペイメントの不正利用の可能性が生じたと当社が認める場合
2. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対する事前の通知なく、Google Pay モバイルペイメントの一部または全部を一時的に停止し、または Google Pay モバイルペイメントを終了できるものとします。

   （1）天災、停電、通信事業者の通信設備異常、Google Pay 対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の利用が困難であると Google または当社が判断した場合

   （2）その他、Google または当社が、コンピュータシステムの保守等の已むを得ない事情で Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の一時停止または終了が必要と合理的に認められる場合
3. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」その他の法令等に基づく場合その他の合理的に必要と認められる場合には、Google Pay モバイルペイメント利用者に対して、当社が指定する書面の提出および申告を求めることができるものとし、また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においては、Google Pay モバイルペイメントの利用を制限することができるものとします。
4. 当社は、本条第 1 項から第 3 項までに定める事由およびこれらに類似する事由による Google Pay モバイルペイメントの一部または全部の一時停止・解約・終了・利用制限等により、Google Pay モバイルペイメント利用者に生じた損害につき、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

**第 9 条(善管注意義務、禁止事項等)**

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay 対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理するものとし、本人以外の第三者に Google Pay モバイルペイメントの利用をさせまたは利用のために Google Pay 対応デバイスの占有を移転させてはなりません。
2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay 対応デバイスにつき、その修理等による第

三者への一時的な預入または第三者への占有の移転、譲渡、貸与、担保提供等もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当社所定の方法により事前に Google Pay モバイルペイメントを解約するものとします。

3. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay モバイルペイメントを解約した場合または当社により解約された場合、その理由の如何を問わず、Google および当社所定の方法により、Google Pay 対応デバイスに保存されている Google Pay 会員情報が削除されていることを確認するものとします。
4. Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google Pay 対応デバイスに保存されている本件会員情報について、一切の偽造・変造・複製・解析等をしてはならないものとします。
5. Google Pay モバイルペイメント利用者が前 4 項に違反したことに起因または関連して Google Pay モバイルペイメントが不正に利用された場合、Google Pay モバイルペイメント利用者（Google Pay モバイルペイメントを解約済みか否かを問いません。）は、それにより生じた Google Pay モバイルペイメントの利用代金および当社に生じた損害についてすべて支払いの責任を負うものとします。
6. Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下の各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとします。なお、この責任には Google Pay モバイルペイメントによる利用代金の支払責任を含みます。

   （1）Google Pay 対応デバイスの盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメントを不正利用された場合

   （2）Google Pay 会員情報の盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメントまたは Google Pay 会員情報を不正利用された場合

   （3）その他前 2 号に準じる事由で、第三者に Google Pay モバイルペイメントまたは本件会員情報を不正利用された場合
7. 前項の各号のいずれかに該当する場合または Google Pay 対応デバイスもしくは Google Pay 会員情報の盗難等が生じた場合、Google Pay モバイルペイメント利用者は、速やかに自身で Google および当社所定の方法により Google Pay モバイルペイメントを一時停止または解約し、Google Pay 対応デバイスまたは Google Pay 会員情報の盗難等が生じた旨を、速やかに当社所定の方法で当社に通知し、かつ、最寄警察署に届け出るものとします。

**第 10 条(免責)**

1. Google Pay モバイルペイメント利用者は、以下の各号に定める場合またはその他合理的な理由により Google Pay モバイルペイメントの一部または全部を利用できない場合であっても、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

   （1）Google Pay 対応デバイス等の仕様・品質に起因する場合、Google が Google Pay モバイルペイメントに関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害や技術・サービス内容の変更・終了等による場合

   （2）Google Pay 対応デバイスのモデルが変更される等、Google を含む Google Pay 対応デ

バイスの提供事業者による Google Pay 対応デバイスの仕様変更がなされた場合
（3）Google Pay モバイルペイメント利用者が第 3 条に定める Google Pay 利用申込みに必要な手続きを完了しなかった場合
（4）本特約に定める、Google Pay モバイルペイメントの一時停止・解約・終了・利用制限等の場合
（5）加盟店の端末機またはシステムの故障等および、Google Pay 対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合
（6）Google Pay 対応デバイス自体または Google Pay 対応デバイス上のシステムの故障等の場合
（7）その他、会員規約等および本特約に定める場合

2. Google Pay モバイルペイメント利用者は、デビットサービスの利用にあたって Google Pay 利用申込みをし、または Google Pay モバイルペイメントを利用したことにより、Google Pay 対応デバイスの各種機能または Google Pay 対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Google Pay モバイルペイメント利用者または第三者に損害が発生した場合、当社は、その責めに帰すべき事由があるときを除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

**第 11 条(損失の補てん)**

1. 会員は、Google Pay 対応デバイスまたは本件会員情報の盗難等により第三者に Google Pay モバイルペイメントまたは本件会員情報を不正利用された場合、当該不正利用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。但し、Google Pay モバイルペイメントの利用にあたり必要な本人確認情報の管理について、Google Pay モバイルペイメント利用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません。
2. 前項の定めにかかわらず、第三者によるデビット利用情報および Google Pay 会員情報の不正使用について、デビットカード利用規定に定める条件を満たす場合は、デビットカード利用規定が適用されるものとします。なお、Google Pay 会員情報の不正使用についてのデビットカード利用規定第 19 条の適用にあたっては、同条の「デビット利用情報」に Google Pay 会員情報が含まれるものとして扱います。

**第 12 条(非保証)**

当社は、Google Pay モバイルペイメントに関連するか否かに関わりなく、Google および Google Pay 対応デバイスの提供事業者が提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

**第 13 条(Google Pay モバイルペイメントの終了および停止)**

Google Pay モバイルペイメント利用者は、Google または当社が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Google Pay モバイルペイメントを終了または一時停止する場合がある

ことを予め承諾するものとします。なお、この場合、当社は、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、Google Pay モバイルペイメント利用者は、予め承諾するものとします。

（1）Google Pay 対応デバイスまたはこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合

（2）当社または Google の業務の遂行上重大な支障がある場合

（3）その他当社または Google が、Google Pay モバイルペイメントの終了または一時停止が必要と判断した場合

**第 14 条(本特約の変更、承諾)**

本特約の変更については、当社から Google Pay モバイルペイメント利用者に変更内容を通知、新たな特約を送付、または Google Pay 対応デバイス上もしくは当社ホームページ上で、新特約または変更事項を閲覧可能な状態に供した場合であって、その後に当該 Google Pay モバイルペイメント利用者が Google Pay モバイルペイメントを利用したときは、会員は変更事項・新特約を承認したとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更できる場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

※Google Pay は Google LLC の商標です。

以上

株式会社ドコモSMTBネット銀行

2026 年 8 月 3 日現在

# 個人情報等の取扱いに関する同意事項

＜「個人情報等の取扱いに関する同意事項」（以下「本同意条項特約」といいます。）は 本特約の一部を構成します＞

**第１条(個人情報等の収集・保有・利用等)**

1. Google Pay モバイルペイメント利用者または Google Pay モバイルペイメント利用予定者（以下総称して「Google Pay モバイルペイメント利用者等」といいます。）は、以下に掲げる個人情報等について、当社が、保護措置を講じたうえで、収集（Google Asia Pacific Pte. Ltd.（以下「Google Asia」といいます。）が当社に第三者提供することを含みます。）・保有・利用することにつき、予め同意するものとします。
   （1）Google Play および Google Pay モバイルペイメントアカウントの利用状況に関する情報
   （2）Google Pay 対応デバイスに関する情報（電話番号、名前、モデル等を含みます。）
   （3）Google Pay 利用申込み時の位置情報
   （4）Google Pay 利用申込み状況および登録情報
   （5）Google Pay モバイルペイメントの利用状況に関する情報
   （6）上記（1）から（5）までに準じる情報
2. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当社が下記の目的のために個人情報を利用することに予め同意するものとします。
   （1）Google Pay モバイルペイメントおよび付帯サービスの提供・管理のため
   （2）法令諸規則の遵守、当局からの照会対応のため
   （3）市場調査、およびデータ分析やアンケートの実施などによる金融商品やサービスの研究や開発のため
   （4）ダイレクトメールの発送など、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
   （5）Google Pay モバイルペイメントの解約や解約後の事後管理のため
3. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、第 1 項各号の個人情報等を当社が Google LLC 及び Google Asia に第三者提供し、同社が以下の目的のために当該個人情報等を利用することに予め同意するものとします。
   (1) Google Pay モバイルペイメントおよび付帯サービスの提供・管理のため
   (2) Google Pay モバイルペイメントのプロモーションの実施および効果検証、報告のため
   (3) Google Pay モバイルペイメントの改善を目的としたデータ分析のため
   (4) 不正の発見と対応のため法令諸規則の遵守、当局からの照会対応のため
   なお、個人情報の保護に関する法律第 28 条第 2 項に定める同意取得時の情報提供については、以下の WEB サイトをご参照ください。
   https://policies.google.com/privacy/additional?hl=en-US

4. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当社が求める場合には、認証用のメールアドレス等を国際提携組織に自ら提供する方法その他当社の指定する方法の中から選択して、本人認証を実施します。この場合、メールアドレス等は当社所定の匿名化措置を講じたうえで送信されます。

**第２条(個人情報の預託)**

Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当社が当社の事務（配送業務、印刷業務、コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等を含むがこれらに限られません。）を第三者に業務委託（契約に基づき当該委託先が別企業に再委託する場合を含みます。）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、本同意条項特約に定める個人情報等を当該業務委託先に預託することに同意します。なお、当社の事務において、Google Pay モバイルペイメントに関する Google Pay モバイルペイメント利用者等への通知にショートメッセージサービス（SMS）を利用する場合は、Google Pay モバイルペイメント利用者等の携帯電話番号を携帯電話通信事業者に預託するものとします。

**第３条(利用の中止の申出)**

Google Pay モバイルペイメント利用者は、第 1 条第 2 項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、Google Pay モバイルペイメント利用申込み後に当社に対しその中止を申し出ることができます。但し、ご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第 8 条第 1 項記載の窓口にご連絡ください。なお、第 1 条第 2 項に同意しない場合でも、これを理由に当社がGoogle Payモバイルペイメント利用申込みをお断りすることや解約の手続きをとることはありません。

**第４条(個人情報の開示・訂正・削除)**

1. Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、Google Pay モバイルペイメント利用者等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。当社に開示を求める場合には、第 8 条第 2 項記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続（受付窓口、受付方法、必要書類等）の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、当社所定の方法（当社ホームページへの常時掲載）でもお知らせしております。
2. 開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、Google Pay モバイルペイメント利用者等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

**第５条(Google Pay モバイルペイメント利用申込みが認められない場合)**

Google Pay モバイルペイメント利用者等につき、Google Pay モバイルペイメント利用申込みが当社により認められない場合であっても、Google Pay モバイルペイメント利用者等が Google Pay モバイルペイメント利用申込みをした事実は、第 1 条第 1 項に定める目的に基づき、当該申込みが認められない理由の如何を問わず、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

2026 年 8 月 3 日現在

**第６条(Google Pay モバイルペイメント解約後等の場合)**

Google Pay モバイルペイメントの解約・中止・終了等の後であっても、第 1 条第 1 項に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

**第７条(特約等に不同意の場合)**

当社は、Google Pay モバイルペイメント利用者等が Google Pay 利用申込みに必要な当社所定の手続きをとらない場合デビットカード Google Pay モバイルペイメント特約の内容の全部または一部を承認できない場合、Google Pay 利用申込みをお断りすることや解約の手続きをとることがあります。

**第８条(個人情報に関するお問合わせ)**

1. 第 3 条に定める中止のお申出は、下記のカスタマーセンターまでお願いします。
2. 個人情報の開示・訂正・削除等の Google Pay モバイルペイメント利用者等の個人情報に関するお問合わせ・ご相談についても、下記のカスタマーセンターまでお願いします。
   ＜ドコモ SMTB ネット銀行カスタマーセンター＞
   https://www.netbk.co.jp/contents/support/form/

**第９条(本同意条項特約の位置付けおよび変更)**

1. 本同意条項特約はデビットカード Google Pay モバイルペイメント特約の一部を構成します。なお、会員規約等に同種の同意条項が記載されている場合には、これに別途同意していることを前提とします。
2. 本同意条項特約は当社所定の手続により、必要な範囲内で変更できるものとします。

※Google Pay、Google Play は Google LLC の商標です。

以上